

令和7年度 施設等利用給付認定 現況届

受 付 印

この部分は記入しないでください

(あて先)広島市長

広島市

福祉事務所長

提出日

令和 年 月 日

(1号認定へ変更を希望する場合)

変更希望日

令和 年 月 日

通知書番号		費目	国コード	整理番号	施設名	特記事項
来所者	父・母 祖父・祖母	面接者		申請こどもの氏名		

施設等利用給付認定について、次のとおり届け出ます。申請（届出）保護者以外の者に関することについては、その者の同意を得て、記入しました。なお、申請（届出）後、提出した書類の内容に変更があった場合は、速やかにその内容を届け出ます。

- また、この申請（届出）において、次のことに同意します。
- 施設等利用給付認定をするため、市長又は福祉事務所長が必要と認める場合には、私と私の属する世帯員（この申請（届出）書に記載されている者）に関する市民税課税状況を課税資料により確認されること、ひとり親家庭等医療費補助、児童手当、児童扶養手当の受給状況等に関する情報を関係機関に確認されること。
 - 生計を一にしているが住民票が別世帯になっている世帯の代表者から、その世帯全員の市民税課税状況を課税資料により確認されること、ひとり親家庭等医療費補助、児童手当、児童扶養手当の受給状況等に関する情報を関係機関に確認されること。

申請(届出)保護者 (認定を受けている保護者)	住所(〒 -) 電話番号 自宅(- -) 連絡先(父)携帯(- -) (母)携帯(- -)		大字 丁目 番 号		記入上の注意事項 ・生計を一にする別世帯の世帯主(代表者)とは、「申請(届出)児童と同居しているが住民票を別にしての祖父母等」「単身赴任等で別居している父又は母」などです。該当がない場合は記入不要です。 ・「家族の状況」の欄には、生計を一にする別居のきょうだい等も、年齢にかかわらず記入してください。 ・きょうだい等とは、生計を一にする養子等を含みます。 ・「きょうだい等の状況」の欄は、同居別居の別、施設名や学校名(学校の場合は学年)を記入してください。		
	広島市 区 町 丁目 番 号 ふりがな 氏名		申請こどもの続柄 ()				
	(ふりがな) 氏 名		続柄	生年月日		性別	利用施設名
申 こ ど も	本人		令和	男・女	施設所在区 (区)		
認定区分 (注1)	☐ 1号(保育の必要性がなく、教育部分のみ) ※1号の場合、以下の項目の記入、添付書類の提出は不要です。 ☐ 2号(保育の必要性があり、令和7年4月1日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(いわゆる年少、年中、年長クラス)) ☐ 3号(保育の必要性があり、令和7年4月1日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(いわゆる0～2歳児クラス))						
生計を一にする 別世帯の世帯主 (代表者)	住所(〒 -) 電話番号 自宅(- -) 携帯(- -)		大字 丁目 番 号		申請内容に変更がある場合 ・申請(届出)保護者の変更がある場合は、区福祉課または幼保給付課に届け出てください。		
	広島市 区 町 丁目 番 号 ふりがな 氏名		申請こどもの続柄 ()				
	(ふりがな) 氏 名		続柄	生年月日		きょうだい等の状況	
家族 の 状 況			(申請保護者)	大正・昭和・平成・令和	同居・別居 の別	学年	施設名・学校名等
				大正・昭和・平成・令和	同居・別居		
				大正・昭和・平成・令和	同居・別居		
				大正・昭和・平成・令和	同居・別居		
				大正・昭和・平成・令和	同居・別居		
				大正・昭和・平成・令和	同居・別居		
保育を必要とする理由	父	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病、障害等 ☐ 介護、看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他					
	母	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病、障害等 ☐ 介護、看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他					
認定区分で3号を希望(継続)する場合、認定を受けることができるのは、市町村民税非課税世帯に該当する場合のみです。該当する場合は、右記の□にチェックをし、以下を記入してください。					☐ 市町村民税非課税世帯に該当		
(注2)【申請保護者】令和7年1月1日の住所地				☐ 広島市 ☐ その他()		(注3) 配偶者	有・無
(注2)【申請保護者の配偶者】令和7年1月1日の住所地				☐ 広島市 ☐ その他()			

(注1) 認定区分で2号又は3号を希望(継続)する場合、保育を必要とする理由を証明するための書類を添付してください。(別紙「現況届2・3号に添付する書類」参照)

(注2) 認定区分で3号を希望(継続)する方で、令和7年1月1日に広島市に居住していない等により、令和7年度の市町村民税が広島市外で課税されている場合には、個人番号(マイナンバー)申出書を提出してください。広島市以外での課税対象者のうち、税法上の扶養となっている方など、市町村民税の課税が無い方も、課税されていないことが確認できる証明書類の提出が必要な場合があります。

(注3) 配偶者 無の場合、世帯状況を確認するための書類として、遺族年金証書の写し、児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療受給者証の写し、戸籍全部事項証明書(住民票不可)の写しなど、そのことが確認できる書類を添付してください。